

2020. 6. 14

国際線航空便の運行再開に関する各種報道について（新型コロナウイルス関連）

- 6月14日、当地報道機関はウズベキスタンへの新型コロナウイルスの進入の阻止に係る措置策定特別共和国委員会が翌15日より、国際線航空便の運行再開を認めたと報じました。
- 報道によりますと、ウズベキスタンで投資プロジェクトに取り組む外国企業等の専門家について、出入国が認められることとなっております。また、国ごとに衛生疫学上の状況に従って、緑、黄、赤色に分類し、ウズベキスタン到着前14日間について、日本を含む緑色国家に滞在していた者については検疫措置を免除するとのことです。
- 現在、当館では本報道の真偽及びその詳細について、関係当局に鋭意確認を行っておりますところ、詳細情報が判明次第すぐに当館より領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたします。当地に滞在中の方におかれましては、常に情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い申し上げます。

1 6月14日、当地報道機関はウズベキスタンへの新型コロナウイルスの進入の阻止に係る措置策定特別共和国委員会が翌15日より、当地と各国とを結ぶ国際線航空便の運行再開を認めたことを報じました。

2 報道内容は以下の通りです。

- (1) ウズベキスタンでは、特別共和国委員会の決定を受け、6月15日より他国との航空便運行が再開される。航空便が再開されるのは、衛生疫学的に安定した状況にある国々との間についてである。
- (2) 以下の者について、ウズベキスタンへの出入国が許可される。
 - ア 外交公館や領事館の職員とその家族
 - イ ウズベキスタンで投資プロジェクトに取り組んでいる外国企業等の専門家
 - ウ 治療目的の者
 - エ 海外に近親者や重篤な病気の親族がいる者
 - オ 外国の外交使節団や領事部の要請により、ウズベキスタンを経由して他国に渡航する者
 - カ ウズベキスタンで在留登録されている外国籍者及び無国籍者、また、他国に在留登録されているウズベキスタン国民
 - キ ウズベキスタンから他国への留学や仕事を目的とする者
- (3) 国毎に衛生疫学上の評価を緑色、黄色、赤色に分類し、検疫措置を実施する。
 - ア 緑色国家（衛生疫学的に安定した状態にある国）には、日本、韓国、中国及びイスラエルが該当し、到着者が到着前の14日間に上記国に滞在していた場合には、検疫措置は実施しない。
 - イ 黄色国家（新型コロナウイルス症例数が減少している国）には、EU加盟国、マレーシア、タイ、シンガポール等が該当し、到着者が到着前14日間に上記国に滞在していた場合、自宅検疫に置かれることとなる。
 - ウ 赤色国家（コロナウイルス感染者数が減少していない国）には、UAE、トルコ、イラン、アフガニスタン、ロシア、その他CIS諸国などの国が含まれ、上記国からの到着者及び自国民救難用航空便の利用者は到着後14日間、検疫所での隔離措置となる。
 - エ 衛生疫学上、状況が厳しい国からトランジットで到着する場合や、衛生・疫学的状況が安定した国での滞在日数が連続14日未満の場合、該当する乗客に対して航空券の販売は行われない。

3 現在, 当館では本報道の真偽及びその詳細について, 関係当局に鋭意確認を行っておりますところ, 詳細情報が判明次第すぐに当館より領事メール及びホームページを通じて, 情報提供いたします。当地に滞在中の方におかれましては, 常に情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い申し上げます。

(何かあった場合の連絡先)

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所 : Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

電話 : (代表) +998-78-120-8060, (夜間・休日用緊急携帯) +998-91-162-5009

ホームページ : https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※新型コロナウイルス関係特設ページ :

https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html

○日本国外務省領事サービスセンター

電話 : (代表) +81-3-3580-3311, (内線) 2902, 2903